

BBNJ 協定採択の意義と課題

国際法学会エキスパート・コメント No.2024-3

本田 悠介（神戸大学准教授）

脱稿日：2024年3月29日

I はじめに

2023年3月4日午後9時半ごろ、ニューヨークの国連本部で開催された2週間にわたる政府間会議（IGC）において、会期最終日を大幅に超過する異例の[36時間にも及ぶ連続交渉](#)の結果、「[国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全と持続可能な利用に関する協定](#)」（BBNJ 協定¹）の交渉が合意に達しました。その後、6月19日に再開された会合において、技術的な修正を経た条文テキスト（[A/CONF.232/2023/4](#)）が正式にコンセンサスで採択され²、これによって、BBNJの保全と持続可能な利用をめぐる外交交渉は一応の決着を見たといえます。途中、新型コロナウイルスの世界的大流行により2年間ほど交渉の停滞があったものの、2004年に国連総会によって[BBNJ 作業部会](#)が設置されて以降、約20年にわたって続けられた国連主導の交渉に決着が付いたことから、今回の新協定採択は「[多国間主義の勝利](#)」とも評価されています。

このBBNJ協定は、[国連海洋法条約](#)を含めて、これまで国際条約で直接の対象とされてこなかった、公海や深海底の海洋生物多様性の保全と持続可能な利用の確保を目的とした条約であり、1994年の[深海底実施協定](#)と1995年の[国連公海漁業協定](#)に次ぐ、国連海洋法条約の「第3の協定」となります。ただし後述するように、海洋遺伝資源や海洋保護区といった国連海洋法条約にはない事項が複数含まれており、また制度上も多くの点で環境条約に類似している特徴があるため、海洋法というよりも環境法に近い、新しいタイプの「国連海洋法条約の協定」ともいえます。

本稿では、「BBNJ協定」という新しい条約が採択された背景とその主要規定の概要、そして、日本が批准するにあたっての意義と留意点について解説をしたいと思います。なお、BBNJ協定の主要論点と条約作成の決定に至るまでの経緯については、筆者の過去の[エキスパート・コメント（No. 2016-1）](#)および関連の文献³を参照してください。

¹ [EU](#)や[米国](#)をはじめ複数の国がBBNJ協定の略称として“High Seas Treaty”を使っていますが、国際法上、「公海条約」といえば、1958年に採択されたジュネーブ海洋四条約の一つである「[公海に関する条約（Convention on the High Seas）](#)」を指します。混同しないよう注意してください。

² UN Doc. [A/CONF.232/2023/5](#), 30 June 2023, para. 27. ただし、その後ロシアは、BBNJ協定が国連海洋法条約や国連公海漁業協定等の既存の枠組みを損ねるとして、コンセンサスからの離脱を表明しています（*Ibid.*, para. 29）。

³ とりわけ坂元茂樹・薬師寺公夫・植木俊哉・西本健太郎編『[国家管轄権外区域に関する海洋法の新展開](#)（現代海洋法の潮流 第4巻）』（有信堂高文社、2021年）。

II 採択に至った背景

冒頭で述べたように、BBNJ 協定は最終的に「コンセンサス」で合意・採択されたものの、必ずしもすべての国の積極的な支持の上に成り立っているわけではありません。当然、各国・地域グループの意見も一枚岩ではなく、BBNJ 協定の主要論点⁴をめぐって様々な意見対立があり、それに伴う国家間の合従連衡がありました。そのような中、20 年近くにわたる交渉がこの時点で採択に至った背景・理由としては、(残念ながら)精緻な法的技術論の積み重ねの結果というよりも、条約交渉の進め方における議長の采配(外交戦術)と、BBNJ 交渉の外における合意形成(政治判断)が功を奏したからといえます。

1 つめの議長の采配ですが、IGC 議長を務めたシンガポールのレナ・リー特使は、2019 年 6 月に[最初の条文案](#)が公開されて以降の交渉について、論点ごとの少人数による非公式協議(informal-informals)中心の交渉で意見の収れんを図りました。さらに、交渉終盤では、一部の意見対立が激しい論点について、非公式かつ非公開の議長との直接協議(behind closed door: 密室交渉)を重ね、条文の妥協案を作成しました。このため、交渉過程の大部分が明らかにならず、交渉に参加できなかった代表団や NGO、メディアを含む関係者から多くの[不満が出ました](#)が、これにより合意形成が早まったことは確かです。

もう 1 つの要因が、IGC という交渉フォーラムの「外」における合意形成です。BBNJ 交渉が終盤に差し掛かっていた 2022 年 2 月に、フランスで開催された「[ワン・オーシャン・サミット](#)」において、EU 主導の下で「[BBNJ に関する高野心連合 \(High Ambition Coalition on BBNJ\)](#)」が組織され、BBNJ 協定採択に向けたハイレベルでの外交方針の一致体制が形成されました。この連合には、IGC⁵の時点で EU 加盟国および途上国を含む 52 か国⁵が参加しており、2022 年内の合意に向けた[宣言も採択](#)されました。この閣僚級による合意形成も、BBNJ 協定の採択を後押ししました。

このように、賛否両論はあるものの、BBNJ 協定の採択には様々な要因が影響しています。

III BBNJ 協定の構成と特徴

その BBNJ 協定は、前文、全 12 部 76 条の本文および 2 つの附属書から構成されており(下記表参照)、さながら「ミニ国連海洋法条約」(前文、全 17 部 320 条および 9 つの附属書)といった規模感となっています。

⁴ ①海洋遺伝資源(利益配分の問題を含む)、②区域型管理手段のような措置(海洋保護区を含む)、③環境影響評価、④能力構築および海洋技術移転の 4 つのほか、条約の組織や財政を含む横断的事項を指します。

⁵ 2023 年 2 月時点で、オーストラリア、カナダ、チリ、コロンビア、コモロ、コスタリカ、エジプト、ガボン、アイスランド、インド、メキシコ、モナコ、モロッコ、ナミビア、ニュージーランド、ノルウェー、パラオ、ペルー、韓国、コンゴ共和国、シンガポール、スイス、トーゴ、英国、米国に EU 加盟国 27 か国を加えた 52 か国が加盟。

表 BBNJ 協定の構成

前文	
第 1 部	総則（第 1 条～第 8 条）
第 2 部	利益の公正かつ衡平な配分を含む海洋遺伝資源（第 9 条～第 16 条）
第 3 部	海洋保護区を含む区域型管理手段のような措置（第 17 条～第 26 条）
第 4 部	環境影響評価（第 27 条～第 39 条）
第 5 部	能力構築及び海洋技術移転（第 40 条～第 46 条）
第 6 部	組織規定（第 47 条～第 51 条）
第 7 部	資金及び資金供与の制度（第 52 条）
第 8 部	実施及び遵守（第 53 条～第 55 条）
第 9 部	紛争解決（第 56 条～第 61 条）
第 10 部	この協定の非締約国（第 62 条）
第 11 部	信義誠実及び権利の濫用（第 63 条）
第 12 部	最終規定（第 64 条～第 76 条）
附属書 I	区域の特定のための指標となる基準
附属書 II	能力構築及び海洋技術移転の種類

主要規定の概要は以下のとおりです。「海洋遺伝資源」に関する第 2 部は、いわゆる海洋遺伝資源に対する「[アクセスと利益配分 \(ABS\)](#)」の要件や手続に関する内容であり、対象となる海洋遺伝資源に関する活動や利益配分の態様について定めています。「区域型管理手段のような措置」に関する第 3 部は、いわゆる[海洋保護区](#)の設置手続や基準に関する内容であり、その意思決定プロセスや要素について定めています。「環境影響評価」に関する第 4 部は、国家管轄権外区域における環境アセスメントの手続的要素について定めていますが、その基準の設定については先送りされています。そして、「能力構築及び海洋技術移転」に関する第 5 部は、この協定の実施における主に途上国に対する支援の義務について定めたものであり、前述の主要規定の実施とも密接に関係します。このほか、BBNJ 協定の特徴の一つである締約国会議を含む組織事項が、第 6 部の「組織規定」として定められています。以下、総則を含め、各主要規定の特徴について若干の解説をします。

1 総則（第 1 条～第 8 条）

(1) 用語

第 1 条は、協定本文で使用される重要な用語の意味を説明する規定であり、特に言及のない限り、その条約に独自の定義として用いられます。BBNJ 協定では、国連海洋法条約では言及されていない複数の用語について定めていますが、その多くは既存の条約や国際文書に根拠があります。たとえば、「海洋遺伝資源 (marine genetic resources)」や「海洋遺

伝資源の利用」等については、[生物多様性条約](#)や[名古屋議定書](#)の用語とはほぼ同じ定義になっています。また、海洋生物多様性の保全のために特定の活動を管理・規制することを目的とした「区域型管理手段 (area-based management tool)」や「海洋保護区 (marine protected areas)」について、初めて多国間条約で法的に定義をしました。

(2) 他の条約との関係

第 5 条は、BBNJ 協定と国連海洋法条約や関連する既存の枠組みとの関係性に関する条文であり、協定は国連海洋法条約と整合するように、かつ、関連する既存の法的枠組み等を損なわないように解釈・適用されなければならないと定めています。(同条第 1 項、第 2 項)。したがって、一般的には新しい方の条約が優先しますが、BBNJ 協定は国連海洋法条約を含む既存の関連条約に反する形で解釈することはできません。

(3) 一般原則及びアプローチ

第 7 条は交渉を通じて一貫して対立関係にあった、BBNJ 協定における人類の共同財産 (common heritage of mankind: CHM) 原則と公海自由の原則の位置づけに関する条文です。これらの原則は、一方は管理に重きを置き、他方は自由に重きを置くことから相反する性質として議論されており、先進国と途上国間の対立の象徴となっていました。そのため条約交渉ではいったん棚上げとなり、一時は「敢えて言及しない」ことも議論されましたが、とりわけ途上国が CHM 原則に言及することに強くこだわったことから、最終的に両論併記となりました。ただし、「[国連海洋法] 条約に定める人類の共同財産原則⁶」(同条第 b 号) と「その他の公海の自由とともに、海洋の科学的調査の自由」(同条第 c 号) という文言が示すように、公海の自由は海洋の科学的調査への限定的な言及であり、また海洋遺伝資源に関する規定との関係では CHM 原則の構成要素が強く反映されていることから、協定では CHM 原則の影響の方が強いといえます。

2 利益の公正かつ衡平な配分を含む海洋遺伝資源 (第 9 条～第 16 条)

「海洋遺伝資源 (MGR)」に関する第 2 部は、条約交渉において最も意見が対立した論点です。この部の特徴的な条文として、適用範囲に関する第 10 条、活動規制に関する第 11 条および第 12 条、そして利益配分に関する第 14 条が挙げられます。

(1) 適用範囲

第 10 条は協定の事項的範囲に関する規定であり、「それぞれの締約国に対してこの協定の発効後に収集及び生成された (collected and generated) 国家管轄権外区域の海洋遺伝資源及び海洋遺伝資源に関するデジタル配列情報 (digital sequence information: DSI) に関する活動 (activities) に適用される」(第 10 条第 1 項) と定めます。したがって、商業活

⁶ 国連海洋法条約では“the common heritage of mankind” (第 136 条) という文言であるにもかかわらず BBNJ 協定では“the common heritage of humankind”が用いられている理由は、現在の国際議論の潮流としてジェンダーニュートラルな表現が好まれているからであり、それ以外に特段の理由はありません。しかしながら、「条約に定める (which is set out in the Convention)」という文言には解釈の発展の余地があることには留意が必要です。

動か非商業活動かにかかわらず、学術研究も含め、MGR およびその DSI に関するあらゆる活動が対象となります。問題は、協定が DSI を含めその関連活動に関する定義を置いていないため、条文の解釈・適用に際して不明確さが残る点にあります。この点、「DSI」については、条約交渉の過程で「コンピュータ上の (*in silico*) 海洋遺伝資源」と呼ばれていたことから、一般的には「塩基配列データ」、つまりデータベース上の「遺伝情報」を意味すると解されています。

また、同条の後段は、「締約国がこの協定に署名し、批准〔等〕する際に、第 70 条に基づき書面で除外 (exception) をする場合を除き、発効前に収集及び生成した〔MGR およびその DSI〕の利用に及ぶ (shall extend to the utilization)」(傍点筆者)としており、条約の「遡及効」を認めるという例外的な規定になっている点にも注意が必要です。なお協定は、魚類等の生物資源(いわゆる消費的利用)や漁業関連活動、軍事活動については適用されません(同条第 2 項、第 3 項)。

(2) 活動規制

第 11 条と第 12 条は、いわゆる「アクセス規制」に関する条文です。第 11 条は、MGR およびその DSI に関する活動は、締約国とその管轄下にある自然人または法人(研究機関や企業等)が実施できると定めています(第 11 条第 1 項)。注意すべき点は、MGR およびその DSI に関する活動に対して、公海の自由の一つである海洋の科学的調査のように、「すべての国 (All States) が、・・・実施する権利を有する (have the right to conduct)」(条約第 238 条)のではなく、「すべての締約国・・・によって行うことができ (may be carried out by all Parties)」、またその活動は「この協定に従って実施され (shall be carried out in accordance with this Agreement)」(同条第 1 項)なければならないと定めていることです。つまり、公海や深海底における MGR に関する調査研究を実施するには、「BBNJ 協定の締約国の機関等」であることが条件となり、これまでのような自由なアクセス・利用ができなくなる可能性があります。

また第 12 条は、MGR およびその DSI に関する活動が協定に従って実施されることを確保するため、締約国に対して、活動実施の 6 か月よりも前に、協定が設置する情報交換センター(クリアリングハウス・メカニズム: 第 51 条)に対して、活動の性質・目的や地理的区域等の関連情報を通知するよう義務づけています(第 12 条第 1 項、第 2 項)。この通知によって、収集された MGR やその DSI に対して「標準化バッチ識別子 (standardized batch identifier)」が自動で生成され、紐付けられます(同条第 3 項、第 5 項)。この「標準化バッチ識別子」とは、取得年月日や場所、活動主体等について、任意の文字列や番号・記号等によって示された、MGR やその DSI ごとの固有の識別子 (ID) を意味します。いずれにせよ、この規定は条約交渉の最終段階で突如挿入されたものであり、かつ、高度に技術的な内容であることから、詳細については実務上の運用に委ねられています。

(3) 利益配分

第 14 条は、MGR およびその DSI に関する活動から生ずる非金銭的利益と金銭的利益の

配分に関する規定であり、とりわけ先進国にとっては注意が必要な条文となります。

協定は、MGR およびその DSI に関する活動から生ずる利益は「この部に従って公正かつ衡平な方法で配分され (shall be shared)、かつ、国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献する」(第 14 条第 1 項) とし、利益配分が国際法上の一般的義務であると定めます。その上で、非金銭的利益の配分については、MGR のサンプルやデータベース等へのアクセスを含め、協定第 5 部における能力開発や海洋技術移転といった途上国の支援の形式で配分されるとし(同条第 2 項)、締約国はその確保のための国内措置をとることが義務づけられています(同条第 3 項)。また、金銭的利益の配分については、「第 52 条の資金供与制度を通じて、公正かつ衡平に配分される」と定めていますが(同条第 5 項)、その具体的な態様については第 47 条の締約国会議 (Conference of the Parties: COP) が決定するとしています(同条第 7 項)。その COP 決定は、原則、コンセンサスで採択されますが、それができない場合は「出席しかつ投票する締約国の 4 分の 3」の多数決により採択されます。この点、金銭的利益の配分は、BBNJ 協定が定める実体的義務であるにもかかわらず、その具体的要件について、条文本体またはその改正を通じてではなく、国際法上、明示の定めがない限り「拘束力がない」はずの COP 決定を通じて、かつ、同意をしていない締約国をも拘束することから、国際法上の議論を呼ぶ可能性があります⁷。

さらに同条第 6 項は、BBNJ 協定の発効後、先進締約国 (developed Parties) は、協定第 52 条第 4 項第 b 号に定める特別基金 (special fund) に対して、COP が別段の決定をするまで、分担金の 50% を毎年拠出するとしています。この「先進締約国」にどの国が入るのかは明らかではありませんが、日本が該当するのは確実です。その金銭的な負担率は、BBNJ 協定の予算に対する分担金の 50% ですので、これは拠出金が 1.5 倍になることを意味します。規模や実態が異なることから単純比較できませんが、たとえば、国際海底機構 (ISA) に対する日本の 2023 年度拠出金は約 1.2 億円 (約 89 万米ドル) であることを考えると、単純計算で数千万円単位での負担増加が見込まれます。問題は、この支出が COP による (改正の) 決定が行われるまで継続するという点であり、締約国に占める途上国の割合を考えれば、この規定の廃止は容易でないことが想像されます。

3 海洋保護区を含む区域型管理手段のような措置 (第 17 条～第 26 条)

区域型管理手段に関する第 3 部は、本来、国家の管轄権が及ばない海域である公海および深海底に対して、海洋保護区等を設置するための「手続」を定めたものであり、主に EU が強く導入を支持した要素です。第 3 部の規定は大まかに、提案、公表・予備審査、協議・評価、意思決定、監視・再検討という内容になっており、締約国による設置提案を、第 49 条に定める協定の補助機関である科学技術機関の助言・勧告を踏まえ、COP がその採否を決定するという流れとなっています。

⁷ この点については、柴田明徳「[締約国会議における国際法定立活動](#)」『世界法年報』第 25 号 (2006 年) 43-67 頁参照。

(1) 設置の提案

第 19 条は、海洋保護区等の設置の提案は、「締約国が個別または集団で事務局に提案する」と定めています（同条第 1 項）。したがって、NGO 等が直接提案することはできません。また提案は、協定の附属書 I に掲げられている科学的な指標基準を満たす必要があり、それらについて記述する必要があります（同条第 4 項）。

(2) 予備審査・協議

締約国からの提案は、第 20 条に基づき、事務局を通じて一般に公開され、科学技術機関の予備審査を受けます。予備審査の目的は、第 19 条の手續上の要件を満たすことを確認するためであり、その審査結果は一般に公開されます。その提案は、第 21 条に基づき、既存の地域機関や分野別機関ならびに NGO を含む、すべての関連する利害関係者との協議を行うことになっていますが（第 21 条第 1 項）、この協議プロセスの詳細については、「科学技術機関によって、〔COP の〕第 1 回会合でさらに検討される」と先送りされています（同条第 8 項）。

(3) 意思決定

第 22 条および第 23 条は、海洋保護区等の設置に関する意思決定手続を定めており、主に第 3 部の規定に対する COP の役割・権限に関する内容です。前述の協議プロセスを経て受理された最終的な提案に基づき、COP は、海洋保護区の設定や関連措置に関する決定を行います（第 22 条第 1 項第 a 号）。この際、COP は、既存の地域機関や分野別機関の権限を害さないようにすることが義務づけられています（同条第 2 項）。したがって、第 5 条でも確認されているように、地域的漁業管理機関（RFMOs）や地域的環境機関（OSPAR や CCAMLR）といった既存の枠組みの取組を損なうような措置は決定できません。

他方で、第 3 部に基づく COP の決定は、原則として、コンセンサスにて採択されますが（第 23 条第 1 項）、それが得られない場合には、「出席しかつ投票する締約国の 4 分の 3 以上の多数で採択され」（同条第 2 項）、かつ、その決定は「決定が行われた締約国会議の 120 日後に効力を生じ、すべての締約国を拘束」（傍点筆者）します（同条第 3 項）。この決定には異議申し立てが可能ですが（同条第 4 項）、決定の発効後 3 年ごとに更新が必要であり（同条第 8 項）、事務局に対してその通知をしない場合は、異議が自動的に取り下げられたものとみなされ、その日から 120 日後に決定に拘束されることとなります（同条第 9 項）。なお、第 3 部に基づき設置された海洋保護区や関連する措置は、その有効性等について監視され、定期的に見直されることになっています（第 26 条第 3 項～第 5 項）。

4 環境影響評価（第 27 条～第 39 条）

第 4 部の環境影響評価（EIA）については、前述の 2 つの部とは異なり、既に国連海洋法条約の第 204 条から第 206 条にかけて関連する規定があります。しかし、国家管轄権外区域の活動に対する EIA の手法や基準が確立していなかったため、いかなる場合に、どのような活動が規制対象になるのかが不明でした。BBNJ 協定は、この点の閾値やプロセスにつ

いて新しく定めています。

(1) 環境影響評価の閾値

協定は、締約国に対して、国家管轄権外区域において実施される自国の管轄または管理の下における計画された活動（事業）の海洋環境に対する潜在的な影響の評価を義務づけており（第 28 条第 1 項）、当該事業が「海洋環境に対して軽微または一過性以上の影響を及ぼす可能性がある場合、もしくは活動の影響が未知または十分に理解されていない場合」には、第 31 条の規定に基づくスクリーニングを実施しなくてはなりません（第 30 条第 1 項）。

(2) 環境影響評価プロセス

そのスクリーニングを含む、EIA のプロセスについては、基本的に、一般的な環境アセスメントと同様に「スクリーニング、スコーピング、評価、公示・協議、報告書」という手順を踏むことになっています（第 31 条第 1 項第 a 号～第 f 号、第 32 条、第 33 条）。その結果を踏まえ、事業の管理・管轄を有する締約国は、その実施可否を判断する責任があり（第 34 条第 1 項）、したがって、当該事業の影響の監視（第 35 条）やその報告（第 36 条）、再評価（第 37 条）の義務も負います。

しかしながら、結局のところ、BBNJ 協定の下で EIA の対象となる活動のリストやその基準等については合意に至らず、条文では、今後、BBNJ 協定の科学技術委員会が作成し、COP において附属書（第 74 条）として採択するに留まりました（第 38 条第 1 項～第 3 項）。

5 能力構築及び海洋技術移転（第 40 条～第 46 条）

第 5 部の能力構築および海洋技術移転は、国連海洋法条約第 14 部の規定に不満を持つ途上国の強い要請を受け設置されたものであり、BBNJ 協定実施における途上国支援の義務について定めています。その義務の性質をめぐっては、特に途上国の特別の事情を考慮し、能力構築および海洋技術移転を先進国の義務的事項と位置づける途上国側と、途上国の支援はあくまでも任意であり先進国に対して強制はできないとして、一般的な協力義務以上を課すものではないという立場をとる先進国側との間で対立をしていました。

能力構築および海洋技術移転は、海洋遺伝資源や区域型管理手段のような措置、環境影響評価にも関連することから横断的事項として位置づけられており、条文においても、途上国が各部の目的を達成できるよう支援することが第 5 部の規定の目的にもなっています（第 40 条第 e 号(i)～(iii)）。そのため協定は、締約国に対して、直接または関連する機関等を通じ（第 41 条第 1 項）、また、その能力の範囲内で（第 42 条第 1 項）、途上国に対して能力構築および海洋技術移転の「協力をする」と定めます。したがって、協定は、個別具体的な結果の達成の義務を課すのではなく、あくまでも、「行為の義務」を課しているに過ぎません。しかしながら、締約国は、「途上国の特別な要請を十分に認識」（第 41 条第 3 項）しなければならない、他にも海洋技術移転については追加的な要件が課されていることから（第 43 条）、単なる努力義務以上の内容になっている点には注意が必要です。実際、第 44 条で

は、「能力構築及び海洋技術移転の種類」としてその具体的な項目が例示されており（同条第1項）、かつ、BBNJ協定の附属書Ⅱは、非網羅的リストとして30以上の項目を挙げていることから（同条第2項、附属書Ⅱ）、途上国側からは協定上の義務として、具体的な要求がなされることが想定されます。

6 締約国会議（第47条）

冒頭で、BBNJ協定は「海洋法というよりも環境法に近い」と評したのは、この協定が国連海洋法条約にはない、「締約国会議（COP）」という意思決定機関を備えているからです。

COPとは、端的に言えば、条約目的実現のために、状況の変化や科学技術の進展に応じた合意形成を行うためのフォーラムであり、主に多国間環境条約が備えています。環境問題はしばしば科学的不確実性を伴い、関連する科学的知見や社会、経済、技術も変化します。そのような中で、条約の実効性確保のためには、その合意の内容・水準を状況に変化に応じて更新することが不可欠であり、COPは、条約制度において「重層的で進化するダイナミックな規範形成過程の要」としての役割を果たす制度的要素です⁸。BBNJ協定におけるCOPも、このような性質を持つ組織的な仕組みとして機能することが想定されており、実際、協定の実施に関する様々な「決定」をする権限を有しています（第47条第6項第a号）。

前述したように、BBNJ協定の規定の中には、場合によっては多数決で採択されるCOP決定を通じて、協定の実体的義務を創設または改正したり、それによって同意していない締約国を拘束するなど、条約制度の発展におけるCOPの果たす役割・意義は非常に重要なものになっています。

IV おわりに—日本が批准するにあたっての意義と留意点

BBNJ協定は、これまで十分な規制ができていなかった公海や深海底において、海洋生物多様性の保全と持続可能な利用のための管理措置を可能とする点で大きな意義があります。その一方で、権利義務のバランスの観点からいえば、途上国にとっては得るものが多いものの、先進国にとっては財政および事務双方の負担が大きく、ほぼ片務的な内容ともいえます。特に、海洋先進国である日本にとっては、財政的な負担のみならず、実質的な海洋の科学的調査への制約にもなりかねないことから、今後の研究活動への影響も懸念されます。

仮に、日本がBBNJ協定を批准することになった場合には、たとえば、大学を含めたMGRの調査やそれらサンプルを保管する研究機関としては、そのMGRがBBNJ協定に従って利用されているか、BBNJ標準化バッチ識別子を使って追跡・監視する体制を整える必要があります。名古屋議定書の例を見ても分かるように、研究者（利用者）としては、書類上のひと手間程度で済むかもしれませんが、組織・制度的な負担は小さくありません。MPAや

⁸ 高村ゆかり「環境分野の国際立法—その特質と課題」『法律時報』第89巻第10号（2017年）63-69頁。

EIA の場合も同じく、これまで特段の規制なく実施できていた船舶の航行や海洋の科学的調査に対して何らかの制約が課される可能性もゼロではありません。この点、[協定の採択に際して日本政府が主張した](#)ように、BBNJ 協定の効果的な実施のためには、財政の公平な負担を含め、そのメカニズムが科学的根拠に基づき適切に機能する必要があり、また、関係する利害関係者との十分な議論が確保されなければなりません。

BBNJ 協定は [2025 年 9 月 20 日まで署名開放](#)されており⁹、本稿脱稿時点では、87 の国と地域 (EU) が署名を、また既にパラオとチリが批准をしています。今後の見通しとして、協定は「60 か国が締結して 120 日後」(第 68 条) に発効することから、これまでの各国の支持状況を考えると、早ければ 2024 年内に発効することが予想されます。今後、日本が批准をするにあたっては、国内法上の担保を含め、官民各方面との調整が必要になりますが、何より重要なことは、協定発効後の解釈・運用面における関与です。本稿で見てきたように、BBNJ 協定には確かに多くの懸念がありますが、日本が海洋国家として法の支配に基づく海洋秩序の維持・発展を支持するのであれば、協定を批准した上で、その解釈と運用の双方において積極的に関与をしていくことが理想的といえるでしょう。

⁹ 署名開放初日に、米国、英国、中国、EU を含む 68 の国と地域が署名。韓国も 2023 年 10 月に署名。